

日光市

空き物件等を
所有の皆さま

その空き物件、
コワーキング
スペースとして
活用してみませんか？



企業オフィス等立地支援 事業費補助金のご案内

日光市では、新しい働き方に対応できるオフィスの開設などを促進するため、市内でのコワーキングスペース整備に必要な費用の一部を支援します。

コワーキングスペース整備経費を支援 コワーキングスペース事業補助の概要

【コワーキングスペースとは・・・】

様々な属性の労働者及び学生等が、机、椅子、情報通信設備及び会議室等の実務に必要な設備を共有しながら、テレワークや利用者同士の交流等を行うことができる場所

＜補助対象者＞

- ☆市内でコワーキングスペースを運営しようとする法人（NPOや任意団体を除く）又は個人
- ☆本社の所在地（個人にあつては、住所地）の市税等を滞納していないこと。
- ☆補助金交付決定後コワーキングスペースとして2年以上事業を継続する意思があること。
- ☆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種その他市長が不相当と認める業種でないこと。
- ☆国、県等の他の制度等により他の補助や、過去に本補助金を受給していないこと。

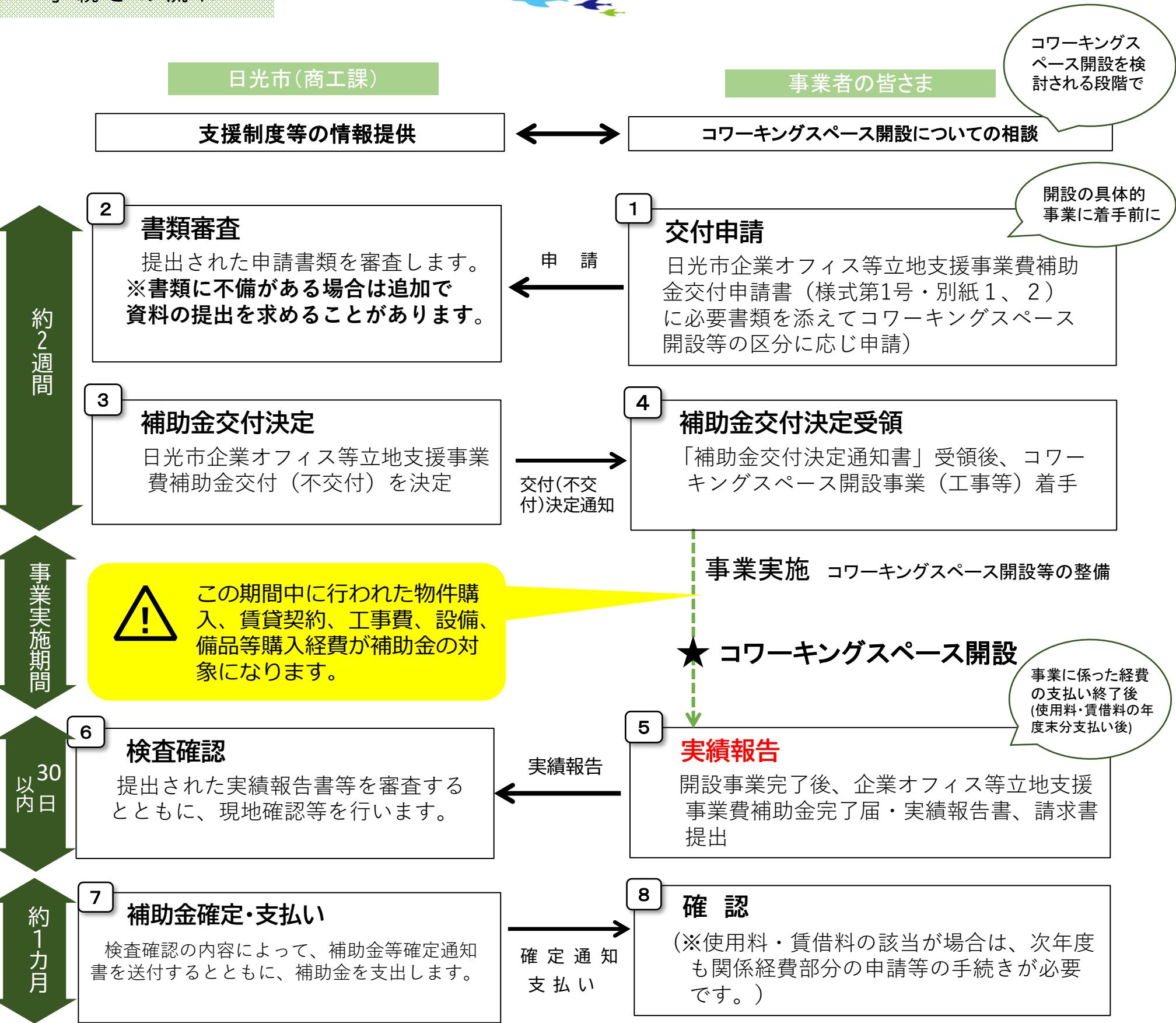


コワーキングスペース整備

＜補助対象経費及び補助金額＞

経費の種類	内容	補助率と補助額
対象経費	取得費 (1) 土地・建物の取得に要する経費 (2) 仲介手数料、礼金等	補助率 1/2 (1,000円未満端数切捨) 上限：200万円
	施設整備費 (1) 土地・建物の新設・改修工事費 (2) 備品及び設備機器、什器等購入費及び通信環境整備費等	補助率 1/2 (1,000円未満端数切捨) 上限：200万円
	使用料・賃借料 (1) 土地・建物の賃借料 (2) 備品、機器の賃借料 (3) ネット回線使用料、警備委託費	○サテライトオフィス等 補助率 1/2 (1,000円未満端数切捨) 上限：5万円/月額×24か月

手続きの流れ等、詳細は次頁をご確認ください⇒⇒



コワーキングスペース開設事業提出書類

《申請時に必要な書類》

- 補助金交付申請書(様式第1号、別紙1、別紙2)
- (1) 定款の写し又はこれに類するものの写し
- (2) コワーキングスペース等の詳細がわかる資料位置図及び平面図等
- (3) 見積書又はオフィス等の開設に要する費用の内訳が分かる書類の写し
- (4) 直近1期分の決算書の写し(事業者の場合に限る。)
- (5) 許認可証等の写し(許認可が必要な事業を営む場合に限る。)
- (6) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

《実績報告時に必要な書類》

- ★補助金実績報告書(様式第11号)
- (1) 土地・建物の取得、賃貸借又は整備に係る契約書の写し
- (2) 領収書その他の支払いを証する書類
- (3) 補助対象事業の実施状況が分かる写真等
- ★補助金着手届・完了届(様式第8号・9号)
- ★補助金等交付請求書(様式13号)

※★印は市補助金等交付規則の様式